

財務省第12入札等監視委員会
令和5年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年6月18日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委 員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和6年1月1日(月) ~ 令和6年3月31日(日)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 令和5年度別府住宅3号棟自動火災報知設備改修工事設計業務 契約相手方 : 株式会社m3建築事務所(法人番号7290001027817) 契約金額 : 1,815,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年3月4日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	-件	—
競争入札(物品役務等)	-件	—
随意契約(物品役務等)	3件	契約件名 : 税関検査場電子申告ゲートに係るキオスク端末の撤去業務 一式 契約相手方 : 日本電気株式会社 (法人番号7010401022916) 契約金額 : 2,717,880円(税込) 契約締結日 : 令和6年2月6日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 車載式後方散乱X線検査装置の賃貸借(再リース)契約 契約相手方 : ポニー工業株式会社 (法人番号 7120001089337) 契約金額 : 24,504,480円(税込) 契約締結日 : 令和6年2月9日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 土地評価精通者業務一式 契約相手方 : 株式会社谷澤総合鑑定所九州支社(法人番号5120001045309) ほか125者 契約金額 : @1,450円(税込)ほか 契約締結日 : 令和5年10月2日 担当部局 : 福岡国税局
うち応札(応募)業者数 1者関連	3件	契約件名 : 令和5年度別府住宅3号棟自動火災報知設備改修工事設計業務 契約相手方 : 株式会社m3建築事務所(法人番号7290001027817) 契約金額 : 1,815,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年3月4日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 税関検査場電子申告ゲートに係るキオスク端末の撤去業務 一式 契約相手方 : 日本電気株式会社 (法人番号7010401022916) 契約金額 : 2,717,880円(税込) 契約締結日 : 令和6年2月6日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 車載式後方散乱X線検査装置の賃貸借(再リース)契約 契約相手方 : ポニー工業株式会社 (法人番号 7120001089337) 契約金額 : 24,504,480円(税込) 契約締結日 : 令和6年2月9日 担当部局 : 長崎税関
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 令和5年度別府住宅3号棟自動 火災報知設備改修工事設計業務 契約相手方 : 株式会社m3建築事務所 (法人番号7290001027817) 契約金額 : 1,815,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年3月4日 担当部局 : 福岡財務支局	
1者応札であり、高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また競争性が働いているのか検証する必要がある。	
1者応札となった要因は何か。	本件は自動火災報知設備改修に係る設計を行うものであるが、電気・機械設備に精通した建築設備士の確保が困難であったことが考えられる。また、機器の取替えだけでなく、既設総合監視盤への接続のためにシステム再構築も必要であるなど、作業の難易度が高いため、入札参加を敬遠したものとする。
過去の同種案件の入札状況はどのようなになっているのか。	本業務は令和5年度に3回入札しており、3回目ではようやく落札となった。1回目は1者応札で不落、2回目は1者入札参加申込みがあったが、応札には至らなかった。それより前は平成29年度に実施しているが、3者応札であった。
他の業者からも参加を促すよう、どのような活動を行ったか。競争性を確保するためにどのような対応が考えられるか。	10者以上に声掛けを行ったが、建築設備士の確保が難しいとの声が多く、結果として1者応札となった。建築設備士不足の状況は今後も続くことが予想されるが、当局としては継続して業者への声掛けを行っていききたい。
1・2回目の入札では履行期間を年度内としていたが不落となった。このため、3回目の入札では履行期間を6年3月から8月までとして実施したところ落札に至ったが、履行期間を変更したことが何か影響しているのか。	建築事務所は、民間や地方自治体の業務を新年度の早い時期に受注している傾向がある。地方自治体は旧年度中に入札等手続きを行い、新年度当初で契約していることが多く、年度途中で国が発注しようとしても、業者の予定は既に決まっている状況である。受注できる業者が少ない時期に入札等を実施しても、入札価格の高騰に伴い不落となるか、参加者がなく不調となっている。 このような状況のため、履行期間を年度跨ぎとして2月に開札したことが、応札に至った一因と考える。
上記の理由であれば、年度当初に契約できるように手続き等を行えば良いのではないか。	年度末は、既存契約の変更契約手続きや翌年度当初に必ず契約しなければならない案件の入札手続きを優先している。当局も限られた人数で業務を行っており、全ての入札案件を年度当初に契約することは難しい。
建築設備士不足という状況が改善されないのであれば、貴局として何らかの対応が必要ではないのか。	入札の実施時期等見直せる点があるかどうか検討したい。
本件は早急に対応しなければならない案件なのか。	そのような案件ではない。
本件は、貴局がHPに公表している工事等の発注見通しに掲載していたのか。	掲載の有無については把握していない。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 :税関検査場電子申告ゲートに係るキオスク端末の撤去業務 一式 契約相手方 :日本電気株式会社 (法人番号 7010401022916) 契約金額 :2,717,880円 契約締結日 :令和6年2月6日 担当部局 :門司税関	
高落札率であるため、公募で申込みが1者となった原因及び競争性が働いているのかについて検証する必要がある。	
予定価格の算出に関連して、他税関においては(株)JECCが公表している単価表も参考にしている例があるが、NECからの聴取価格のみを採用した理由は何か。	他税関の調達に係る積算事例については承知していないが、本契約は再設置を前提とした端末の一時撤去であるため、電子申告ゲートの設置者及び保守契約者である日本電気株式会社以外は契約が困難と考え、日本電気株式会社1社から価格聴取したものである。
予定価格の算出において、契約者からの見積徴取だけでは客観性を担保できないと思われるため、公表されている単価表や同種の案件等を参考にして、価格の適正を判断する方策を考えるべきではないか。	今後は公表されている単価表等を確認し、参考とすることも検討したい。
予定価格調書(資料5)の積算内訳書において、「唯一聞き取り可能であった日本電気株式会社のものを採用。」との記載があるが、これはどういう趣旨か。他の業者にも何件か問い合わせをしたが、いずれも回答してくれなかったという趣旨か。	本契約のような設置済み機器に関連する業務については、設置業者以外からの回答がないことからこのように記載しており、本件に関して実際に見積依頼をしたものではない。
今後予定される再設置の際も、結局のところ、元々の保守業者である今回の業者との契約になる可能性が高いということか。そうであれば、撤去・再設置を一体的に契約することで、単価・人日について減額等交渉できた余地はないのか。	今後の再設置契約も今回の業者との契約となると思われる。 本契約及び今後の再設置は、福岡空港の増改築工事の進捗に併せて実施する必要があり、事前に工事時期を特定出来ず、また、年度を跨るため、一体的契約は困難である。
調達を3つに分けた理由は何か。	本契約及び今後の再設置は、福岡空港の増改築工事の進捗に併せて実施する必要があり、事前に工事時期を特定出来ず、また、年度を跨ること、更に保守契約は全国の電子申告ゲートに係る契約を東京税関で調達しており、それぞれの契約は別契約としている。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 車載式後方散乱X線検査装置の 賃貸借(再リース)契約 契約相手方 : ポニー工業株式会社 (法人番号7120001089337) 契約金額 : 24,504,480円(税込) 契約締結日 : 令和6年2月9日 担当部局 : 長崎税関	
高落札率であるため、公募で申込みが1者となった原因、また、再リース料が適切な水準であるかについて検証する必要がある。	
本件装置の取扱い業者は、今回の業者以外にもいるのか。	当該検査装置は特殊なものであり、他税関の新規購入の入札でも当該企業以外参加していないことから、今回の業者以外に取扱業者はないものと考えますが、公募を行い取扱可能な業者が他にいないか確認している。
本件装置の耐用年数等はどのようなものか。	耐用年数については、5年である。
賃貸借期間が1年設定であるのはどういう理由からか。	リース開始からすでに5年以上経過し、耐用年数からも機器に不具合が発生し使用できなくなる可能性があることから、1年単位で契約することとしている。
予定価格調書の予定価格積算資料の摘要欄記載の「リース会社聞き取り」とは、今回の業者に聞き取ったという趣旨か。そうである場合、他の業者に聞き取りを行わなかった理由は何か。	先の質問でも回答したが、当該企業以外で取扱可能な業者が居ないことから、他の業者からの聞き取りができない状況である。
再リースにおいて、前契約の契約金額とほとんど変化がないのはどういう理由からか。	今回の契約は、既に4回目の再リースとなっていることから、前回のリース金額から大差はない状況である。
再リース前の元のリース契約について、リース期間、契約金額、月額リース料等の内容について教えてください。	当初の契約は、 リース期間: 平成29年3月1日～令和3年3月31日 契約金額: 2億8,470万9,600円 月額リース料: 5,810,400円 となっている。
契約金額の大部分がフルメンテナンス料となると思うが、実際故障等によるメンテナンスは発生しているのか。	機器も古くなっていることから、年に数回故障等によるメンテナンスが発生しているが、他に費用が発生することはない。
普通再リース料は大きく下がると思うが、フルメンテナンス料が入っていることから、当該機器の再リース料は、大きく下がっていないということか。	貴見のとおり。なお、再リース料のうち機器部分のみを、当初の料金と比較すると11分の1から12分の1になっている。フルメンテナンス料は当初契約から含まれており、現在の金額と変わりはない。
価格の適正という点でいうと、フルメンテナンス料が現在の料金で適正であることを検証できる資料等何かあるか。資料等の手当が必要ではないか。	フルメンテナンス料について、適正であることを検証できる資料は、参考見積書以外には、持ち合わせていないため、今後の参考にする。
特殊な装置であるということであるが、どのような部分が特殊なのか教えていただきたい。	同様な機能で、小型の装置を製造している企業はあるようであるが、税関で使用しているような、海上コンテナ1本をそのまま検査でき、それが車両積載型であるものは、他にないと考えている。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 土地評価精通者業務一式 契約相手方 : 株式会社谷澤総合鑑定所九州支社(法人番号120001045309)ほか125者 契約金額 : @1,450円(税込)ほか 契約締結日 : 令和5年10月2日 担当部局 : 福岡国税局	
高落札率であるため、申込者・契約者が固定化していないか、契約要件の設定が適切かについて検証する必要がある。	
不選任者一覧(参考)に挙がっている業者が不選任になった理由等はどのようなものか。	仕様書に記載された選任基準によって選任を行うが、基準に該当する者の中から、鑑定評価員の選任状況や公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することとなる。結果として、当局においては、鑑定評価員に選任された者以外は土地評価精通者に選任をしていない。
鑑定評価員に選任された者以外には土地評価精通者に選任されていないのであれば、仕様書に記載された精通者の選任基準が実態とあっていないのではないのか。	他局においては鑑定評価員以外の方から土地評価精通者に選任されることもあるため、添付の仕様書の内容となっているが、この仕様書は全国一律の内容であるため、変更は難しい。
鑑定評価員に選任されなかった理由はどのようなものがあるのか。	土地評価精通者に比べると、過去の鑑定評価の実績が必要だったり鑑定評価員の方がより選任基準は厳しいものとなっているため、この基準に該当しなかったということがある。また、他の公的評価の経験といった点からも総合勘案して選任しないことがある。
契約者一覧(資料4)において、契約者数が年々減少しているのは、何か理由・原因等があるのか。	過去の財務省執行調査において、効率性の観点から求められている標準地数の削減を年々図っていることから、契約者数が減少することとなっている。
最終的な業務の割り振りはどのように決められているのか。	申し込みの際に精通している地域等のほか、実績として他の公的評価の担当地域等も記載されているので、これらの担当地域等や前年までの当局での担当地域等から総合的に判断し、評価依頼地域や地点数等を割り振っている。また、大規模工場用地の鑑定実績等も考慮することとなる。 一方で、地域ごとに地点数も異なるため、一部の者に地点数が偏らないようバランスをとって割り振っているが、全員が同じ金額にはならない状況ではある。
予定価格の単価はどのように算出されているのか。	本案件は、国税庁の指示により、全国の国税局所において同時期に同様の業務を募集していることから、報酬額についても国税庁から指示を受けており、その金額を予定価格としている。
鑑定評価員と土地評価精通者で、報酬金額が異なるのはなぜか。	鑑定評価員は鑑定評価書の作成を行うが、土地評価精通者はそれよりも簡易な調査を行い意見価格調書を作成するといった業務の違いによるものである。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 不落が続いており、応札者が少ない状況は理解できた。 しかしながら、本件と同様の入札案件は今後も実施する可能性があるため、応札者が増加するよう業者への積極的な声掛けを行っていただきたい。	
(第2事案について) 予定価格の算出において、契約者からの聴取価格のみを採用しており、妥当性及び適正性の確保のため、公表価格を用いて比較するなど検討されたい。	
(第3事案について) 当該契約に含まれるフルメンテナンス料の妥当性を確認するという意味合いから、年間で実際に保守費用がどの程度かかっているか調査し、次回以降フルメンテナンス契約を締結するかどうかの参考とすべきと考える。	
(第4事案について) 報酬額が国税庁の指示で一律に決められている事情は理解できたが、過去の契約者及び契約金額にばらつきが認められることから、業務の割振りについては公平性を担保するよう随時見直しを行われたい。	